



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 男女間給与格差 日本の働くママ

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 復興特別所得税の概要

NEWS1. (男女間給与格差)

OECD:経済協力機構の調査によりますと、日本における男女間の給与格差はOECD主要加盟国の中で韓国に次いで最も大きく、日本女性の高学歴化が労働市場での男女平等にはつながっていないようです。

日本女性が労働市場で困難に直面する要因として、ワークライフバランスの難しさをOECDは挙げています。

日本女性の多くは出産後に退職することが多く、その後常勤としての復帰を希望しても実現は非常に厳しい状況です。

職場環境もワークライフバランスの実現を困難にする一因となっており、役員クラスの女性率が低だけでなく、女性役員の出産率も低下しています。

また、被扶養者の立場として所得税免除の範囲内に収入をとどめようとするなど、税および福利厚生制度が既婚女性の仕事へのモチベーションを削がせていると指摘もしています。

2011年における日本の労働市場参加率は、男性が84%、女性が63%で、この状態が続けば今後20年で日本の労働人口は10%以上減少すると予測されています。経済成長にとって男女平等が鍵であり、労働市場における男女格差を解消することが日本の発展につながると、結論づけています。

NEWS2. (書籍の紹介)

7つの習慣 個人、家庭、会社、人生のすべて 成功には原則があった!

著者:スティーブン・Rコヴィー

1. 主体性を発揮する(自己責任)
2. 目的を持つ(自ら立つ)
3. 重要事項を優先する(自己管理)
4. Win-Winを考える(人間関係)
5. 理解してから理解される(感情移入)
6. 相乗効果を発揮する(創造的な協力)
7. 刃を研ぐ(常時向上システム)

本書は明日からでも実践できることを謳い文句にしたヒント集ではない。

そのコンセプトは時に複雑であるため、流し読むのではなく、じっくりと腰を据えてここから学び取りたいと感じる筈である。読み終えたときには、どの章にも付箋や手書きの注釈が数多く残され、コヴィーの集中セミナーに参加したような充実感に満たされることだろう。(Joan Price, Amazon.com)



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

平成25年1月から復興特別所得税が適用されると聞きました。
制度の概要を教えてください。

Answer

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。

個人の方に係る復興特別所得税の概要は以下のとおりです。



【解説】

1 納税義務者

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

2 課税対象・基準所得税額

個人の方については、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。

(注) 給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

区分		基準所得税額
居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額
	非居住者	国内源泉所得に対する所得税額

3 復興特別所得税額の計算

【算式】復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

4 確定申告

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告しなければなりません。また、所得税及び復興特別所得税の申告書には、基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を併せて記載することになります。

5 所得税及び復興特別所得税の納付

所得税及び復興特別所得税の申告書を提出した方は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した納付すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を納付することになります。

6 源泉徴収等

(1) 源泉徴収

源泉徴収義務者の方は、給与その他源泉徴収をすべき所得を支払う際、その所得について所得税及び復興特別所得税を徴収し、その法定納期限までに、これを納付することになります。

(2) 年末調整

所得税の年末調整をする源泉徴収義務者の方は、平成25年から平成49年までの各年分においては、所得税及び復興特別所得税の年末調整を併せて行うこととなります。

参考 国税庁ホームページ 個人の方に係る復興特別所得税のあらまし

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850